

令和7年度 市民税・都民税申告の手引き

令和7年度の申告書を提出していただく時期になりました。4ページから8ページまでの申告書の書き方を参考に申告書に記載のうえ、提出をお願いします。

申告書の提出期限は 3月17日(月) です

※申告期間は大変混雑するため、郵送でのお手続きが便利です。

郵送先：〒190-8666 立川市泉町1156番地の9 立川市役所課税課市民税係宛

《申告に必要なもの》

- ① 申告書
- ② 本人確認書類（別紙「市民税・都民税申告書へのマイナンバー記載のお願い」参照）
- ③ 令和6年中の所得（収入）・所得控除に関する書類
- ④ その他控除の対象となる関係書類（障害者手帳・障害者控除対象者認定書等。郵送でお手続きされる場合は写しを同封してください。）

※添付書類は申告書に貼らずに提出又は同封してください。

※郵送によりお手続きをされる方で申告受付書が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒（住所・氏名を明記したもの）を同封してください。

■申告が必要となる方

収入の有無にかかわらず、次のいずれかに該当する方は申告する必要があります。

- ① 令和7年1月1日現在、立川市に居住している方（令和7年1月2日以降に立川市から転出されても、令和7年度市民税・都民税は立川市で課税されますので申告が必要です）
- ② 同日現在、立川市に居住していないが、市内に事務所・事業所を有する方

■申告の必要がない方

- ① 令和6年分所得税確定申告書を税務署に提出される方
- ② 令和6年中の収入が給与のみで、勤務先から立川市に給与支払報告書の提出があり、控除等の追加がない方（提出されているか不明な場合は勤務先の給与担当者に確認してください）
- ③ 令和6年中の収入が公的年金等（遺族年金・障害年金等非課税の年金を除く）のみで、控除等の追加がない方
- ④ 立川市内の親族に扶養されている方で、合計所得が45万円以下の方
※立川市外の親族に扶養されている方は申告が必要です。
※所得金額が記載された証明の発行を希望される場合、申告が必要となります。

注1）次の方は、税務署での所得税の確定申告が必要です。（お問い合わせ）立川税務署 TEL 042 (523) 1181

- ① 所得の合計額が所得税の所得控除（基礎控除48万円、一般扶養控除1人につき38万円など）の合計額を超える方。
ただし、年末調整された給与所得者で年末調整されていない給与収入とその他の所得金額の合計が20万円以下の方や、公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下の方等は確定申告を行う義務はありません（外国からの公的年金等を受給している方は確定申告が必要です）。
- ② 初めて住宅ローン控除の適用を受ける方。

注2）ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請している方は、市民税・都民税の申告や確定申告を行うと、特例の申請が無効となります。ワンストップ特例の申請をした分も含めて申告をする必要があります。

申告相談のご案内

- 市役所受付日程 2月17日(月)～3月17日(月) 午前9:00～午後4:00 ※土・日・祝日を除く
- 出張受付日程（大雪などの悪天候の際は中止する場合があります。）

・子ども未来センター	2月23日(日・祝)	午前9:30 午後3:00
・こぶし会館	2月25日(火)	
・若葉会館	2月27日(木)	
・滝ノ上会館	2月28日(金)	
・西砂学習館	3月2日(日)	

※申告書に必要事項を記入し、源泉徴収票・証明書類等を添付のうえ、ご提出ください。
窓口サービスセンター及び各連絡所では受け付けておりません。

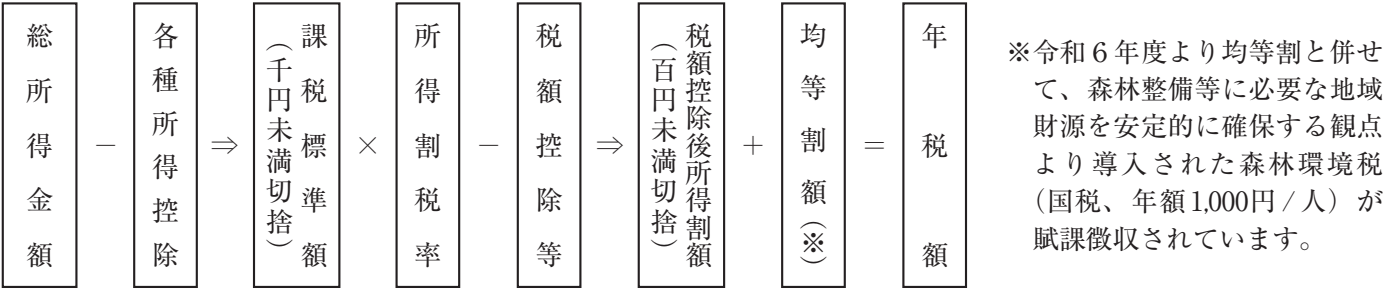
申告期間中、各会場の駐車場が大変混雑致します。ご来場の際は公共交通機関のご利用をお願い致します。

（お問い合わせ（郵送先）） 立川市 課税課市民税係

〒190-8666 立川市泉町1156番地の9 TEL 042 (523) 2111 内線 1206

令和7年度市民税・都民税の税額計算

■市民税・都民税計算の流れ



① 所得金額

所得金額は、収入金額から必要経費などを差し引いた金額です。
(特別控除が適用される場合は、収入金額から必要経費と特別控除を引いた額が、所得金額となります。)
ただし、給与所得や公的年金等に係る雑所得は、下表により計算します。

●給与所得金額速算表

給与収入金額	給与所得金額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	*計算基準額×60%＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円	*計算基準額×70%－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	*計算基準額×80%－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

*計算基準額の求め方
収入金額÷4＝A (千円未満切捨て)
A×4＝計算基準額

●公的年金等所得金額速算表

年 齢	公的年金等の収入金額 (B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (S35.12以降生)	1,300,000円以下	(B)－600,000円	(B)－500,000円	(B)－400,000円
	1,300,000円超 4,100,000円以下	(B)×0.75－275,000円	(B)×0.75－175,000円	(B)×0.75－75,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	(B)×0.85－685,000円	(B)×0.85－585,000円	(B)×0.85－485,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	(B)×0.95－1,455,000円	(B)×0.95－1,355,000円	(B)×0.95－1,255,000円
	10,000,000円超	(B)－1,955,000円	(B)－1,855,000円	(B)－1,755,000円
65歳以上 (S35.11以前生)	3,300,000円以下	(B)－1,100,000円	(B)－1,000,000円	(B)－900,000円
	3,300,000円超 4,100,000円以下	(B)×0.75－275,000円	(B)×0.75－175,000円	(B)×0.75－75,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	(B)×0.85－685,000円	(B)×0.85－585,000円	(B)×0.85－485,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	(B)×0.95－1,455,000円	(B)×0.95－1,355,000円	(B)×0.95－1,255,000円
	10,000,000円超	(B)－1,955,000円	(B)－1,855,000円	(B)－1,755,000円

(備考) 所得金額調整控除

令和3年度からの給与所得控除、公的年金等控除の見直しによって負担が増えないように、次の対象者に該当する方は、控除額のとおり所得金額調整控除が設けられています。

区分	対 象 者	控 除 額
1	その年の給与等の収入金額(C)が850万円を超える所得割の納税義務者のうち、次に該当する方。 ①23歳未満の扶養親族を有する方 ②特別障害者に該当する方 ③特別障害者である同一生計配偶者、扶養親族を有する方	総所得金額の計算において、給与所得の金額から次に相当する額を控除。 (C－850万円)×10% ※(C)が1,000万円を超える場合には、1,000万円とする。
2	給与所得及び公的年金等に係る雑所得がある所得割の納税義務者のうち、所得の合計額が10万円を超える方。	総所得金額の計算において、給与所得の金額から次に相当する額を控除。 (給与所得＋公的年金等雑所得)－10万円 ※給与所得、公的年金等雑所得の金額が10万円を超える場合には10万円とする。

② 所得控除額

市民税・都民税の所得控除には、所得税の所得控除とは控除金額が異なるものがあります。その場合には、源泉徴収票や確定申告書に記載されている控除金額と税額決定納税通知書に記載されている金額とは異なります。

●基礎控除

合計所得金額	控除金額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

●配偶者控除・配偶者特別控除

納税義務者本人の合計所得金額				控 除 金 額		
				900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	配偶者控除	48万円以下	一般(70歳未満)	33万円	22万円	11万円
			老人(70歳以上)	38万円	26万円	13万円
	配偶者特別控除	48万円超95万円以下		33万円	22万円	11万円
		95万円超100万円以下		31万円	21万円	
		100万円超105万円以下		26万円	18万円	9万円
		105万円超110万円以下		21万円	14万円	7万円
		110万円超115万円以下		16万円	11万円	6万円
		115万円超120万円以下		11万円	8万円	4万円
		120万円超125万円以下		6万円	4万円	2万円
		125万円超130万円以下		3万円	2万円	1万円
		130万円超133万円以下				

所得控除の種類		控除金額
扶養控除	特 定	45万円
	老 人	38万円
	同居老親等	45万円
	16歳未満	0円
	そ の 他	33万円
障害者控除	特 別	30万円
	同 居 特 別	53万円
	そ の 他	26万円
寡 婦 控 除		26万円
ひとり親控除		30万円
勤労学生控除		26万円

所得控除の種類		控除金額の計算方法		
雑 損 控 除		次のいずれか大きい金額 ①(損失額－補てん額)－総所得金額等の10% ②災害関連支出額－5万円		
医療費控除 ※どちらか一方を選択	医 療 費 控 除	(支払った医療費の額－保険等で補てんされた額)－(10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない額)(限度額は200万円)		
	セルフメディケーション税制	(支払った対象医薬品の購入の対価の合計額－保険等で補てんされた額)－12,000円(限度額は88,000円)		
社 会 保 険 料 控 除		支払った金額		
小規模企業共済等掛金控除		支払った金額		
生 命 保 険 料 控 除 ※右記①と④、③と⑤、②それぞれについて、A～Cの生命保険料控除金額を計算したものうちの、最も大きい額の合計額 (限度額は70,000円)		区 分	支払った保険料の金額	控 除 金 額
		A 新契約：平成24年1月1日以降に締結・契約更新した保険契約等（①新生命保険料・②介護医療保険料・③新個人年金保険料）	12,000円以下	支払った保険料の全額
			12,000円超 32,000円以下	支払った保険料×1/2+6,000円
			32,000円超 56,000円以下	支払った保険料×1/4+14,000円
		B 旧契約：平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（④旧生命保険料・⑤旧個人年金保険料）	56,000円超	一律28,000円
			15,000円以下	支払った保険料の全額
			15,000円超 40,000円以下	支払った保険料×1/2+7,500円
			40,000円超 70,000円以下	支払った保険料×1/4+17,500円
			70,000円超	一律35,000円
		C 上記①と④、③と⑤について、それぞれAとBの生命保険料控除額を合計した額（限度額は28,000円）		
地 震 保 険 料 控 除 ※契約内容と支払い金額に応じて、下記により計算したそれぞれの区分の合計額 (限度額は25,000円)		区 分	支払った保険料の金額	控 除 金 額
		地 震 保 険 料 控 除 金 額	50,000円以下	支払った地震保険料×1/2
			50,000円超	25,000円
		旧長期損害保険料控除金額	5,000円以下	支払った損害保険料の全額
			5,000円超 15,000円以下	支払った損害保険料×1/2+2,500円
			15,000円超	10,000円

③ 税額控除

●調整控除

区 分	控除金額の計算方法
合計課税所得金額が200万円以下	次のいずれか小さい額の5%（市民税3%、都民税2%） ①所得税との人的控除額の差額の合計額 ②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超	{(所得税との人的控除額の差額の合計額)－(合計課税所得金額－200万円)}の5%（市民税3%、都民税2%） ただし、算出金額が2,500円未満の場合は2,500円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合はこの控除の適用はありません。

●寄附金税額控除

寄 附 先	控 除 額
都道府県・市区町村（ふるさと納税）	次の①と②の合計額を市民税・都民税所得割額から控除 ①(寄附金－2,000円)×10%（市民税6%、都民税4%） ②(寄附金－2,000円)×(90%－(所得税の適用税率×1.021)) （市民税3/5、都民税2/5 ※②は市民税・都民税の調整控除後の所得割の20%が限度）
東京都共同募金会及び日本赤十字社 東京支部	(寄附金－2,000円)×10%（市民税6%、都民税4%）
都条例で指定	(寄附金－2,000円)×4%（都民税のみ）
市条例で指定	(寄附金－2,000円)×6%（市民税のみ）

ほかに配当控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除があります。
詳しくは課税課市民税係までお問い合わせください。

■ 市民税・都民税が非課税となる方

次の①から③のいずれかに該当する方は市民税・都民税が非課税になります。

①令和7年1月1日時点で生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

②令和7年1月1日時点で障害者・未成年者・ひとり親又は寡婦で、合計所得金額が135万円以下の方

③合計所得金額が、次の金額以下の方

・扶養親族がいない場合：45万円

・扶養親族がいる場合：35万円×(扶養人数+1)+21万円+10万円

※総所得金額が次の金額以下の方は、所得割のみ非課税となります。

・35万円×(扶養人数+1)+32万円+10万円

申告書の書き方

表面

1 申告者等に関する事項

- 現住所、1月1日現在の住所、氏名、カナ氏名、個人番号（マイナンバー）、生年月日、電話番号を **1** に記入してください。
- 代理人の方が申告する場合には、代理人の住所・氏名と申告者との関係、電話番号を **2** に記入してください。

3 収入・所得に関する事項

- 令和6年1月1日から12月31日までの収入を **3** に種類別に記入してください。詳しくは6ページをご覧ください。

4 所得控除に関する事項

- 令和6年1月1日から12月31日までに支払った保険料等の支払金額を **4** の該当する項目に記入してください。詳しくは7ページをご覧ください。

5 人的控除に関する事項

- 扶養親族や同一生計配偶者がいる場合、**5** に氏名等を記入してください。配偶者・扶養親族のうち、別居している方がいる場合は、申告書裏面 **F** にその方の氏名、住所を記入してください。
- 配偶者と死別・離婚した方や未婚で子を扶養している方、学生や障害者の方は所得控除の対象となる可能性があります。7ページの人的控除の記入方法を参考のうえ、**5** の該当する項目に記入してください。

6 その他に関する事項

- 住宅借入金控除・寄附金税額控除の適用を受け金額を記入してください。
- 上場株式等の配当所得・譲渡所得の申告をする譲渡所得割額控除額のある方は該当する項目に

令和7年度 市民税・都民税 申告書 (修正)

(あて先) 立川市長

年 月 日 提出

令和7年1月1日の住所
[家族世帯の場合、その所在地]

世帯主の氏名 続柄
電話番号

現在所(上記と異なる場合は記入してください)

1

カナ氏名

氏 名

個人番号

職業

2

代理で申告手続きをする方

申告者との関係
電話番号

2

受付印

(注意) 欄は記入しないでください。

収入・所得に関する事項

区分	収入金額(円)	所得金額(円)
事業		
営業等	901	301
農業	902	302
不動産	904	304
利子	905	305
配当	906	306
給与	308	
公的年金等	310	
雑業	925	325
その他	911	311
短期	913	313
長期	914	
一時	915	

3

7 非課税所得のみ又は収入がなかった方の記入欄
(内容) 遺族年金・障害年金・生業給付金・その他
扶養・援助を受けていた場合、住所・氏名・続柄
その他の場合(学生・預貯金・生活保護・借入金による生活・入院中など)

8 給与から差引(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

職員記載欄

所得合計 505
所得控除合計 506

4 所得控除に関する事項

社会保険料控除	源泉徴収票	国民健康保険	後期高齢者医療保険	介護保険	国民年金保険	その他	所得控除金額(円)
小規模企業共済等掛金控除							403
生命保険料控除	417 新生命保険料	407 旧生命保険料	介護医療保険料	418 新個人年金保険料	408 旧個人年金保険料		404
地震保険料控除	412 地震保険料	411 地震保険料					406
雑損控除							410
医療費控除							401

5 人的控除に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	居住	障害の程度	扶養・監護	509 配偶者の合計所得金額
本人							
配偶者							
扶養親族							
同一生計配偶者							
学生							
障害者							

6 その他に関する事項

住宅借入金控除可能額	472	円	居住開始年月日	571	年 月 日	特定取得の区分	無・特定・特別特定・特例特別特例
配当割額控除額	463	円					
株式等譲渡所得割額控除額	464	円					
寄附先の所在地・名称							
都道府県・市区町村への寄附(特例控除対象)	480	円					
共同基金金、日赤その他の寄附	481	円					
都条例指定寄附	482	円					
市条例指定寄附	483	円					

来年から申告書の様式が変わります

市では、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、市が利用する業務システムを国が用意した標準仕様書に適合したシステムに切り替えます。この切り替えに伴い、市民税・都民税申告書の様式を変更する予定です。

裏面

A 給与所得の内訳（源泉徴収票がない場合）					B 事業収入（営業等・農業）があった方					C 不動産収入があった方				
所得税の源泉徴収をしていない事業所に勤務していた場合は、次の該当する事項を記入してください。					事業内容					事業内容				
月	日給（税込）	勤務日数	月収（税込）	円	項目	金額	円	項目	金額	円	項目	金額	円	
令和6年					売上金額			家賃収入			家賃収入			
1月					雑収入			地代収入			礼金・権利金			
2月					⑦ 小計			更新料			⑦ 小計			
3月					仕入れ						固定資産税			
4月					租税公課						損害保険料			
5月					水道光熱費						修繕費			
6月					旅費・交通費						借入金利子			
7月					通信費						給料・賞金			
8月					損害保険料						減価償却費			
9月					修繕費									
10月					備品消耗品費									
11月					減価償却費									
12月					事務所賃料									
					⑧ 小計									
賞与等					専従者控除額					専従者控除額				
合計金額					所得金額（⑦-⑧-⑨）					所得金額（⑦-⑧-⑨）				
事業所（給与支払者）の所在地と名称					事業専従者					事業専従者				
(電 話 番 号)					氏名					氏名				
					生年月日					生年月日				
					明・大・昭・平・令					明・大・昭・平・令				
					年 月 日					年 月 日				
					続柄					続柄				
					個人番号					個人番号				
					従事月数					従事月数				
					専従者給与（控除）額					専従者給与（控除）額				
					円					円				

E 公的年金等以外の雑所得・譲渡所得・一時所得・分離課税等があった方					
種類	支払者・場所	収入金額 ⑩	必要経費 ⑪	特別控除等 ⑫	所得金額（⑩-⑪-⑫）
雑・総合短期・総合長期・一時分離等（ ）				※雑所得は記載不要	
雑・総合短期・総合長期・一時分離等（ ）				※雑所得は記載不要	
雑・総合短期・総合長期・一時分離等（ ）				※雑所得は記載不要	
雑・総合短期・総合長期・一時分離等（ ）				※雑所得は記載不要	
雑・総合短期・総合長期・一時分離等（ ）				※雑所得は記載不要	

F 別居の扶養親族等に関する事項	
別居（国外を含む。）の同一生計配偶者、控除対象扶養親族や16歳未満の扶養親族がいる場合、その方の氏名と住所を記入してください。	
氏名（フリガナ）	住所（国外の場合は、国名を記入してください）

G 家屋敷課税・事業所課税に関する事項	
令和7年1月1日に立川市に居住していない方で、市内に家屋敷がある場合は2に○印を付けてください。	（事業所課税該当） 業種・屋号： 住所地での課税の有無 有・無

H 所得金額調整控除に関する事項（表面5に記入した親族以外の23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族）	
別居者の場合、F欄へ住所の記入をしてください。	
氏名	生年月日
個人番号	居住
続柄	障害の程度
	身体・精神・愛・認定書 程度

7 非課税所得のみ又は収入がなかった方の記入欄

- 令和6年中に申告すべき収入がなかった方は、令和6年中の生活状況について、7の1～3で該当するものに丸を付けてください。

E 所得の内訳（公的年金以外の雑所得・譲渡所得・一時所得・分離課税等）

- 土地・建物、株式等の譲渡、上場株式等の配当等や先物取引による所得など、分離課税に係る所得金額などはEに記入してください。

G 家屋敷課税・事業所課税に関する事項

- 令和7年1月1日現在、市内に居住していない方で、市内に事務所・事業所等がある場合はGの1、家屋敷がある場合は2に○印を付けてください。

H 所得金額調整控除に関する事項

- 手引き2ページに記載されている所得金額調整控除の表の区分1の対象者で、以下のいずれかに該当する場合はHに同一生計配偶者又は扶養親族の氏名を記入してください。
 - ①同一生計配偶者が他の納税義務者の扶養親族とされており、特別障害者
 - ②扶養親族が他の納税義務者の扶養親族又は同一生計配偶者とされており、特別障害者又は23歳未満

る場合は6の該当する項目に
場合、配当割額控除額・株式等
金額を記入してください。

表面 **3** (収入・所得に関する事項) の記入方法

所得の種類

営	業	小売・飲食店・建設など営業、作家・俳優・外交員など自由職業
農	業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の育成等
不	動 産	土地や建物から生じる家賃、地代等
利	子	公社債・預貯金の利子等
配	当	株式や出資金に対する利益の配当、投資信託の収益の分配等
給	与	給与、賃金、賞与等
雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、恩給、一定の外国年金等
	業 務	シルバー人材センターの配分金、報酬、原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達などの副収入
	そ の 他	生命保険会社等の個人年金、互助年金などの、公的年金と業務以外の雑所得
総 合	譲 渡	土地や建物、株式等以外の資産の譲渡
一	時	生命保険の一時金・満期金等

●営業等・農業・不動産収入があった方

収支内訳書など、総収入金額及び必要経費の内訳が記載された資料を添付してください。あるいは、営業等・農業収入があった方は申告書裏面[B]、不動産収入があった方は申告書裏面[C]に収入金額・必要経費の内訳、所得金額を記入してください。裏面に記入した収入金額⑦と所得金額(⑦-①-②)を、申告書表面[3]該当する収入の〔収入金額〕、〔所得金額〕欄にそれぞれ転記してください。

※専従者控除の申告をする場合は申告書裏面[D]に事業専従者の氏名や専従者給与(控除)額等を記入してください。

●給与収入があった方

源泉徴収票の「支払金額」欄の金額(複数の源泉徴収票をお持ちの場合はその合計額)を記入してください。源泉徴収票は原本もしくは写しを添付してください。

※源泉徴収票がない方は、申告書裏面[A]に勤務先や昨年の1月～12月までの収入金額等を記入し、その合計額を申告書表面[3]給与の〔収入金額〕欄に転記してください。

●公的年金等の収入があった方

源泉徴収票の「支払金額」欄の金額(複数の源泉徴収票をお持ちの場合はその合計額)を申告書表面[3]雑(公的年金等)の〔収入金額〕欄に記入してください。源泉徴収票は原本もしくは写しを添付してください。

※障害年金や遺族年金などは、公的年金収入には含まず、非課税所得となります。

●公的年金以外の雑所得があった方

申告書裏面[E]種類の「雑」に○印を付け、支払者、収入金額、必要経費、所得金額を記入し、収入金額⑦と所得金額(⑦-①)を、申告書表面[3]雑(業務)又は雑(その他)の〔収入金額〕、〔所得金額〕欄にそれぞれ転記してください。収入金額、支払金額が確認できる書類を添付してください。

●一時所得があった方

申告書裏面[E]種類の「一時」に○印を付け、支払者、収入金額、必要経費、特別控除、所得金額を記入し、申告書表面[3]一時の〔収入金額〕欄に所得金額(⑦-①-②)を転記してください。支払調書などを添付してください。

※一時所得の特別控除額は最大50万円(総収入金額から必要経費を控除した残額が50万円より少ない場合は、その残額に相当する額)です。

●配当所得があった方

申告する配当の種類に応じた支払通知書や特定口座年間取引報告書（写し可）を添付の上、申告書表面 **③** に収入金額を記入してください。配当割額控除額のある方は、申告書表面 **⑥** に金額を記入してください。
上場株式等の配当所得を分離課税で申告する場合は、申告書裏面 **E**〔種類〕欄の（ ）内に「配当」と記入し、支払者、収入金額を記入してください。

※税制改正により令和5年分以降の所得について、所得税と住民税の上場株式等の配当所得・譲渡所得等の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。確定申告で申告されると住民税においても合計所得金額や総所得金額等に算入されるため非課税判定や国民健康保険料等に影響が出る場合がありますのでご注意ください。

表面 **4**（所得控除に関する事項）の記入方法

次のような支払いなどが前年中にあった場合に、所得金額から控除されます。申告内容に応じて証明書等の添付又は提示が必要です。ただし、給与所得者がすでに年末調整でこの控除を受けている場合は、証明書等は不要です。

社会保険料控除	国民健康保険料、後期高齢医療保険料、介護保険料及び国民年金保険料等の支払金額を記入してください。源泉徴収票に支払金額が記載されている場合は〔源泉徴収票〕欄に支払金額を転記してください。記載されていない場合は〔源泉徴収票に記載されていない社会保険料〕欄の該当する項目に支払金額を記入してください。国民年金保険料や国民年金基金の掛金については控除証明書又は領収書を添付してください。
小規模企業共済等掛金控除	第1種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法の企業型及び個人型加入者掛金の支払額を記入してください。掛金の支払額の証明書を添付してください。
生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の支払金額について、控除証明書の以下①～③の内容を確認のうえ、該当する項目に支払保険料等を記入してください。控除証明書を添付してください。 ①新契約、旧契約のいずれに該当しているか ②加入している保険の種類 ③支払保険料等
地震保険料控除	地震保険、旧長期損害保険いずれの契約に該当するかを控除証明書で確認のうえ、保険料の支払金額を記入してください。1つの保険契約が地震保険と旧長期損害保険の双方に該当する場合は、いずれか一方のみ記入してください。控除証明書を添付してください。
雑損控除	本人、扶養親族等が災害、盗難等によりやむを得ない支出をした場合、領収書を添付のうえ、その支出金額を記入してください。
医療費控除	通常の医療費控除を受ける場合は「1」、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は「2」に○印を付けてください（通常の医療費控除とセルフメディケーション税制の適用を同時に受けることはできません）。領収書での控除の申告はできないため、必ず【医療費控除の明細書】又は【セルフメディケーション税制の明細書】を添付してください。

表面 **5**（人的控除に関する事項）の記入方法

扶養親族がいる場合、その方の氏名、個人番号、続柄、生年月日、居住の区分を記入してください。申告内容に応じて証明書等の添付又は提示が必要です。ただし、給与所得者がすでに年末調整でこの控除を受けている場合は、証明書等は不要です。

●生計を一にする配偶者がいる場合

前年の合計所得金額が1,000万円以下の方で、配偶者の前年の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合、扶養親族には該当しませんが、配偶者特別控除の対象となります。〔配偶者の合計所得金額〕の欄

に金額を記入してください。

※合計所得が1,000万円を超える方は、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合でも控除されませんが、課税証明の扶養人数や非課税判定、定額減税額の算出などに必要なため、記入してください。

●配偶者・扶養親族のうち、障害者の方がいる場合

障害の種類・程度を記入し、障害者手帳の写し等を添付してください。

●配偶者・扶養親族のうち、別居している方がいる場合

別居している方の氏名、住所を申告書裏面【F】に記入してください。住所が日本国外の場合は、「親族関係書類及び送金関係書類（書類が外国語で作成されている場合は翻訳文を含む）」を添付してください。

※30歳以上70歳未満の国外居住親族について扶養控除の適用を受ける場合は、特定の要件を証する書類が必要です。（留学の事実のわかる書類や38万円以上の送金した事実がわかる書類など）

本人が以下のいずれかに該当する場合、「本人該当事項」の該当する項目に○印を付けてください。

寡 婦 控 除	夫と死別した方又は夫が生死不明などの方。もしくは夫と離婚した方で、子以外の扶養親族がいる方。（いずれも合計所得が500万円以下の場合に対象となります。）
ひとり親控除	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、子を扶養している方。もしくは現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、総所得金額等が48万円以下で他者の扶養でない生計を一にする子がいる方。（いずれも合計所得が500万円以下の場合に対象となります。）
勤労学生控除	大学、高等学校等の学生で、合計所得金額が75万円以下の方（給与所得以外の所得金額が10万円以下の場合に限ります）。学生証等の写しを添付してください。
障 害 者 控 除	障害者の方や障害控除対象者の認定を受けている方は障害の種類・程度を記入し、障害者手帳や障害者控除対象者認定書の写し等を添付してください。

表面 6（その他に関する事項）の記入方法

●寄附金税額控除の適用を受ける場合

次の①から④までの控除対象寄附金を支払った場合、表面【6】に区分ごとの支払金額を記入してください。

- ①都道府県・市区町村（特例控除対象）に対する寄附金（ふるさと納税）
- ②東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部、都道府県・市区町村（特例控除対象以外）に対する寄附金
- ③東京都の条例で指定された団体に対する寄附金
- ④立川市の条例で指定された団体に対する寄附金

寄附先の団体などから交付される寄附金の受領証などを添付してください。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を申請している方は、市民税・都民税の申告を行うと特例の適用対象外となります。その申請をした寄附金の受領証なども含めて申告してください。